今後の補助金制度の考え方

(1)目的の明確化

補助金等見直し検討委員会からの検討結果報告書において、「10年以上の長期にわたって補助している事業について検討したところ、中にはこの事業が一体だれのために、何のために続けられているのか、はたして本当に必要なのかと疑問に思うものがある」との指摘を受けました。現状において、一度補助金交付の決定をしたものは、長期にわたり継続して補助しています。継続が前提になってしまうと、目的が曖昧になり、達成度で判定することができなくなりますので、補助金交付の効果を確認するために、目標値または判定しやすい指標を設定し、定期的に達成状況を公表していきます。

(2) 運営費補助から事業費補助への転換(※)

運営費を補助している団体が複数ありますが、本来団体は、自主財源で自立した運営を行うべきものです。団体設立当初に自立を促すための補助は必要ですが、団体の運営が軌道にのった段階で事業費補助へ切り替える等、経常的な経費に対する補助は段階的に縮小・廃止していくことが望ましいことと考えます。

なお、行政活動の補完的役割を果たす事業においては、補助対象経費に人件 費が含まれるものもあります。補完的役割を果たしているという点において、 事業実施に係る人件費の補助が必要なものも考えられますが、人件費は団体の 自立した運営の中で賄われるべきものという基本に立ち、運営費補助をする場 合にはその公益性・公平性、また補助金を支出する目的と効果を十分に吟味し た上で、必要最小限度の範囲で補助します。

※運営費補助・・・団体の運営のために交付される補助金。使途は限定的でない。

事業費補助・・・団体が行う事業に使途を限定して交付される補助金のこと。

(3)補助対象経費の明確化

補助金の交付要綱に補助対象となる費目について明記されていても、結果と してどの支出費目に補助金が充当されたのかが不明確との指摘を受けたため、 明確にわかるよう実績報告書の様式を変更するなど、改善していきます。

また、公金の支出という観点から、補助対象経費について以下のとおり整理します。

- ① 交際費 (慶弔金を含む)、懇親会に係る経費は、補助対象外とすること。
- ② 慰労を目的とした旅費は、補助対象外とすること。
- ③ 飲食費は補助対象外とすること。

(4) 団体の財務状況の把握

団体への補助については、補助金の必要性(必要額)を判断するために、補助対象事業に関する収支の状況がわかる書類のみならず、団体の全体の財務状況のわかる書類の提出を求めます。所管課においては、提出された決算書等にもとづいて団体の財務状況を分析し、財政的援助の必要性を判断します。分析にあたっては、繰越金が多額でないか、適正な本人負担(会費徴収)がされているか、自己財源の確保に努めているか、予算規模が大きな団体については監査機能が充実しているか等、個別に判断します。

特に人件費の補助をしている団体に対しては、運営コストの削減に努めるよう要請するなど、効率的な団体運営の確保を図ります。

(5) 繰越金・積立金について

市からの補助金と比較し、それを上回る繰越金が発生している団体がありま

すが、経常的に繰越金が発生する場合は、団体の自立性が高いと思われるため、 補助金額を削減するなどの見直しを行います。また例えば、団体の周年行事な ど明確な目的があって繰越している場合は、会計処理上、それとわかるような 積立金の項目を設定し、そこで整理するよう団体に働きかけます。

また、補助金が積立金の財源となることは好ましくありません。基金への積立は、合理的な理由がない限り、補助対象外とします。

(6)団体の事務は団体で

補助団体の中には、その事務局を市が担っているものが存在しています。団体の独立を促し、市と団体との適正な関係を構築するためにも、団体の事務は団体において行うことが原則です。また、補助団体における原則を踏まえた運営や管理を指導することは、市の役割になります。団体の事務について、主体的に指導する場合も考えられますが、市が直接団体の構成員となるような形態は適当ではありません。

(7)団体の自立に向けた支援

団体が自主財源で自立した運営を行うことは好ましいことですが、会費等に よる自主財源のみでは限界があります。

そのため、会費や補助金以外の財源となる団体の事業活動として、市が実施している事業を団体へ委託することの可能性を検討するなど、団体の自立に向けた活動を支援します。

(8) 都制度にもとづく補助制度について

都制度にもとづく補助については、それだけで市の裁量の範囲を超えたもの と思われがちですが、実際には都制度に加え、市が単独で上乗せをしたり横出 ししたりするものも存在します。補助するにあたっては、この上乗せ・横出し 部分についても十分整理して実施します。

(9) 定期的見直し

時代の変遷とともに、市民のニーズは変化するものです。その時代時代に見合った制度を確立するために、補助金については定期的にゼロベースで見直す必要があると考えます。今後はすべての補助金をサンセット方式にし、4年ごとに改廃を含めた見直しを行います。

また、全体的に補助事業の効果の検証や自己評価が十分できていないとの指摘を受け、見直しを行う際には、その事業の必要性等を第三者が判断できるよう、補助事業の目的にふさわしい成果指標を設定した上で見直すこととします。

(10) 情報公開

透明性の確保や説明責任を果たすため、補助金名、交付の内容、補助金額、 対象者数等については積極的に公表をします。また、補助団体の財務状況も公 表の対象とします。補助金交付による効果については前述の成果指標等をもと に分析し、より効果的な補助金の活用について研究を進めます。